

ボッチャ競技申し合わせ事項

開催日：令和3年5月22日（土）

会場：駒沢オリンピック公園総合運動場 屋内球技場

競技規則

本項に定める以外は、令和3年度公益財団法人日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」により行う。

競技部門

競技スタイルの「立位の部」、「座位の部」それぞれの部門での個人戦を行う。

競技方法

1. 試合形式

- ・試合は、各競技部門での1対1の個人戦を2エンドマッチで行う。

2. 各選手の持ち時間

- ・「座位の部」 1エンド（ジャックボール含む）あたりそれぞれ6分
- ・「立位の部」 1エンド（ジャックボール含む）あたりそれぞれ4分

3. 用具

- (1) ボール：選手所有のボールを使用してもよい。
- (2) 投球補助具（ランプ）：ボールを投げることのできない座位の選手が準備したものを使用する。
- (3) その他の用具：競技を行う際に使用する用具は、選手自身の力で投球をする為の器具であること。

招集方法

各試合の競技開始予定時刻5分前に、予定コートに集合すること。

時程（予定）

- (1) 選手受付 午前9時～ / B1階アリーナ入口
- (2) 競技開始 午前10時～ / アリーナ内各競技コート

ナンバーカード

主催者の用意したもの（白色）を、競技役員が確認できる位置（正面）に付けること。

表彰

各区分毎の全競技終了後、アリーナで行う。各部門とも1位、2位、3位にメダルを授与する。

その他

- (1) 申込書は様式個人競技ー5「ボッチャ競技 参加申込書」を提出すること。
- (2) 競技規則と競技方法等の詳細については、本大会当日、競技上の注意として説明を行う（予定）。
- (3) 競技時間や競技順序等が変わる事があるので、進行状況を各自留意すること。
- (4) 選手が会場から離れる場合は、競技進行に支障のないようにすること。
- (5) 運営方法の詳細については、大会当日受付時に説明を行う（予定）。
- (6) 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技は、競技スタイル「立位1名」「座位1名」からなる2人1組のチーム編成となる。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、競技方法や招集方法、表彰等に変更が生じる場合がある。
※ 大会プログラム、ナンバーカードは事前に送付する。

【ボッチャ競技 障害別参加区分】

◎男女区分・年齢区分なし

	区分番号	障害区分	競技スタイル	
			立位	座位
肢体Ⅰ	1	多肢切断・両下肢完全で立位	◎	
肢体Ⅱ	2	第6頸髄まで残存		◎
	3	第7頸髄まで残存		◎
	4	第8頸髄まで残存		◎
	5	多肢切断		◎
肢体Ⅲ	6	四肢麻痺で車いす常用		◎
	7	けって移動		◎
	8	片上下肢で車いす常用、または使用		◎
	9	その他走不能	◎	
肢体Ⅳ	10	電動車いす常用		◎

【ボッチャ競技区分解説】

区分番号	障害区分	解説
●肢体Ⅰ（切断・機能障害）		
1	多肢切断・両下肢完全で立位	・上肢、下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の3大関節(股・膝・足関節)全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者
●肢体Ⅱ（頸髄損傷、骨・関節機能障害、切断といった脳原性麻痺以外の車いす使用者）		
2	第6頸髄まで残存	・肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
3	第7頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
4	第8頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
5	多肢切断	・上肢、下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
●肢体Ⅲ（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）		
6	四肢麻痺で車いす常用	・脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある車いす使用者
7	けって移動	・脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
8	片上下肢で車いす常用、または使用	・脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者
9	その他走不能	・脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることでできない者
●肢体Ⅳ		
10	電動車いす常用	・脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断で、日常的に電動車いすを使用している者

※ボッチャの障害区分は、すべて投球時の姿勢を基準とする。

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手(区分2～8および10)の選手で、投球はできるが車いすの方向を変えたり、移動することが機能的に困難な者及び投球することが困難でランプを使用して競技する者については、選手1名につき1名の競技アシスタントを認める。

※競技アシスタントは移動すること、方向を変えること、投球することに対して補助するものである。

※立位で競技する者については、日常的に車いすを使用している者でも、競技において投球時に立っているかどうかで判断する。

また安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。